

第3回古平町議会臨時会 第1号

令和元年11月5日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第44号 訴えの提起について

○出席議員（10名）

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君		
2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君				
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君			
総	務	課	長	松	尾	貴	光	君		
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時57分

○**議会事務局長（三浦史洋君）** 本日会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。
ただいま議員10名全員が出席されております。
説明員は、町長以下4名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの議員数は10名で、定数に達しております。
よって、会議は成立いたします。
ただいまから令和元年第3回古平町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番、岩間議員、8番、山口議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○**議長（堀 清君）** 日程第2、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日11月5日の1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（堀 清君）** 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日11月5日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○**議長（堀 清君）** 日程第3、諸般の報告を行います。
報告事項は、令和元年度9月分例月出納検査結果、令和元年北後志消防組合議会第1回臨時会議決結果、令和元年北後志衛生施設組合議会第2回臨時会議決結果、令和元年後志教育研修センター組合議会第2回定例会議決結果の4件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。
これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第44号

○**議長（堀 清君）** 日程第4、議案第44号 訴えの提起について議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○議長（堀 清君） それでは、再開いたします。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第44号 訴えの提起について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案1 ページ目をごらんください。本件は、次のとおり訴えの提起をしたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

訴えの相手方といたしまして、宮城県富谷市明石台7丁目1-5、医療法人恵尚会理事長、鶴木和久。

訴えの内容といたしましては、相手方が町に対し、平成30年4月1日付古平町立診療所の指定管理者による管理に関する年度協定書に基づく指定管理料の支払い請求権が155万2,000円を超えて存在しないことの確認並びに訴訟費用は相手方の負担とするとの判決を求めますのでございます。いわゆる簡単に申しますと債務不存在確認請求訴訟というものでございます。

3番目といたしまして、訴訟追行の方針としては（1）、裁判の結果必要である場合は上訴するものとする。

（2）、訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解に応ずるものとする。

管轄裁判所は、仙台地方裁判所でございます。

次に、訴えの原因及び概要につきまして説明いたします。本日配付いたしました別冊の説明資料1 ページ目をごらんください。訴えの原因及び概要について記載をしております。被告、医療法人恵尚会は、古平町立診療所海のまちクリニックの指定管理者として原告、古平町から指定を受け、同診療所の運営を行っていたが、平成31年3月31日をもって指定は終了した。原被告間で締結された協定書には、指定管理料の過不足が生じた場合には精算を行うこととされており、被告からは平成30年度3月期の収支報告書が提出され、不足分の指定管理料521万5,000円の支払いが求められております。原告としても不足が生じている場合には協定書に基づき不足分の指定管理料の支払い義務があることは否定しないが、公金を支出する以上、収支報告書に記載されている支出額に不適切な支出の計上がされていないか、誤りがないかなどを精査の上、不足額を確定すべく再三にわたり支出の根拠資料、契約書、請求書、領収書などの開示を求めておりました。しかし、被告は支出の根拠資料の開示を拒否し、一切の根拠資料の開示を行わないため、過不足の額が認定できず、原告は指定管理料の支払い義務の有無や支払うべき指定管理料の額が確定できない状況となっている。他方で被告は原告に対し、被告の言い分に基づく不足している指定管理料の支払いを請求しており、指定管理料の支払い処理が不能の状態となっている。被告からは根拠資料が任意に開示される見込みがないため、本訴状を提起して、被告において不足額の立証が果たされた上で原告が支払うべき

指定管理料の金額を確定すべく本訴訟を提起したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
○3番（真貝政昭君） 貞村町長の、総務課長が先ほど開会前に行った議案に対して何か意見を申し上げるようなことがあれば当日配付の議案を考えているというふうに言いましたけれども、それはそれで議会側としても当日提案された議案に対して委員会付託にして慎重審議するというのは、これは当たり前の方法になっていくと思います。今回の場合もやはりこういう大事なことについて今まで一切議会に経過報告なしに、そしていきなり判断を求められるというのは、これは不見識きわまりないです。これをまず最初に貞村町長に申し上げたいと思います。

それで、訴えを提起するに当たって我々が判断する材料は一切ないわけです、協定書も見ただけでもないし。そして、恵尚会とのやりとりの経過報告も一切なし。あるはずですが、行政ならば。そして、議案では155万2,000円を超えて存在しないことの確認とかと具体的な数字を述べられていますけれども、この数字の根拠は一体どこにあるのか。恵尚会から何をどれだけ請求されているのか、一切資料は提示されていません。あるなら出してください、協定書。それから、恵尚会からの申し立て、どれくらいの額を請求されているのですか。それと、恵尚会とやりとりがされているはずですが、弁護士を通じて。その経過報告を出してください。でなければ質疑は続けられません。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時09分

○議長（堀 清君） 会議を再開いたします。

○町長（貞村英之君） 30年度まではわかっているということなのですが、31年度からは一切何もございません。何を言っても出してくれません。だから、協定書の中にある155万2,000円が上限だということ。それで、今回の訴えの提起は額を確定させるための訴えの提起であって、不存在とかそういうものではありません。不存在なのですが、155万2,000円を超えて債務は存在しないという訴えの提起でありまして、内容もあっちも出してくれないので、こっちは全くわからないのです。提案説明のとおりその額を確定すべく訴えですから、あっちが悪い、こっちが悪いという訴えではないのです。支払いできなくて困っているのです。支払いするには、これ過年度支出になりますから、もう6月の出納整理期間過ぎていますから。こんな状況を、弁護士あっちいるにもかかわらずでこういう状態をつくった向こうのほうが私はおかしいと思っているのです。そんなにこっちは、例えば1月からお医者さん来ていないわけです。それまで請求しているのですから、同じ額を。その中身見せてくれといったら、見せてくれないのです。そんな状況ってありますか。だから、その額を確定すべく今回訴えの提起を起こすだけでありまして、どっちが悪い、こっちが悪いといったような提起ではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○3番（真貝政昭君） 今の答弁聞いていると、平成31年度に請求されているということですか。

○総務課長（松尾貴光君） 今回の訴えの内容について、町長の先ほどの答弁と重複するところがあるのですが、再度説明をさせていただきます。

今回の訴えにつきましては、平成30年度に係る指定管理料に対する訴えの提起でございます、まず。訴えの提起という言い方なのですが、訴訟、訴訟と先ほどからおっしゃられている150万というのは、平成30年度当初に指定管理の年度協定を結んだときに最後のとき、精算期に支払うという金額でございます。その精算期の金額というのは、ある程度の決算見込み、実績を見て、これまでであれば3月の議会で補正をしていたかなと思います、28年、29年度分には。その上で支払っておりました。今回額を確定したいのですが、1月から外科の診療はやめた。だけれども、医者への給料は満度に請求されている。訴訟にも何もなっていないのに顧問弁護士の弁護士料が倍になっている。とてもではないけれども、その内訳の請求書を見ても、これは中身何なのですかと、説明してください、ふえたのであれば契約書を見せてください、請求書を見せてください、領収書を見せてください、そういうやりとりをずっと弁護士を通じてやっておりました。ですが、一向に書類の提出がありませんというか、見せてくれません。あなたたちに見せる合理的な理由がない、町に見せる合理的な理由がない、その一点張りで全然書類が出てきておりません。町としては、そんな公金を支出するのに根拠書類、税務調査であれ、町の通常の支出であれ、補助金であれ、何であれ、領収書、契約書を確認するのは当然のことだと思っていますので、その開示がない以上、お金は支払うことができないよと。お金を支払うことが町としてできないと言ったら、訴訟だとかそういう場面でどういった形になるのかと。債務が不存在です。あなたに支払う債務はありませんという訴訟の形態になっているだけで、要はうちらとしてはその計算の根拠となる契約書、請求書、領収書等の根拠資料を見せていただいて、突合して金額の確定をしたいと。それをするために出していただけないので、このような形で訴訟を起こすしかないという状況になっております。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、再度確認しますが、平成31年度については全く考える必要はないということですね。今回出されている議案は平成30年度においてのみの話であって、そして確定するための金額であると。根拠はないと。先ほど30年度の当初の契約に基づいてというような説明をしていましたけれども、その根拠となる資料が我々のもとにはないので、我々からすれば不確定な、不確かな数字だというふうに判断しています。それで、それにしても幾ら請求されているのかという説明が弁護士費用が倍になったとかいろんなことを言っていますが、その具体的な資料が一切出ていないのです。こんな議案の提出の仕方ってありますか。議会がこれを行うのみにして、はい、わかりましたというふうにはならないと思います。そうではないですか。全く資料を提出する必要はないのですか。平成30年度当初に契約した指定管理契約ですか、それも出さない。こういう議案の審議は、私は納得できません。そう思いませんか、町長。

○総務課長（松尾貴光君） 真貝議員ご指摘の分の資料についてというか、説明に足りる部分については今回の提案理由の中で十分説明をさせていただいたかなと思っております。契約書を見ずとも契約の金額155万2,000円というものと今最後に請求されている金額521万5,000円という部分の金額の部分にも提案理由の際に説明をさせていただいております。今回の審議の中で十分説明は果たしたと町としては認識をしております。

○1番（木村輔宏君） 私も裁判やったことありますけれども、裁判の経過の中でいろんなものが出てくるのだけれども、不思議なのは相手から、こちらのほうで内容を説明してくれと言っても説明してこないわけですよ。それに対しての問題ですから、中身がどうこうというよりも中身がわからないということがこれ一番の原因なわけですから、やっぱりこれはこっちのほうでやらざるを得ない問題だろうし、例えば弁護士の関係にしても、これ長引けば金がかかります。でも、これやらざるを得ないものはやっぱり我々議会のほうとしても認めざるを得ないというより認めなくてはいけない問題だろうと思うのですけれども。

○9番（工藤澄男君） 結局こちらから資料請求しても向こうから出さないということなのですよ。だけれども、これ平成29年の本間町長と恵尚会との協定書あります。この中の32条には、乙は毎年、乙というのは恵尚会のほうです、甲は町です、が指定する期日までに指定管理業務に係る業務計画書及び収支決算書を提出しなければならないとこれに載っております。だから、これに対して結局これを守っていなかったということなのですよ。

○総務課長（松尾貴光君） 基本協定書33条に基づく業務報告書及び収支決算書については、受領しております。受領はしているのですが、その内容に疑義が生じるというか、その内容の精査をしたいので、町としては、今基本協定書をお持ちであれば同37条、甲は、診療所の管理運営の適正を期するため、乙に対して指定管理業務またはこれに伴う経理の状況に関し必要な報告等を求めることができるという条項がございますので、この条項に基づいて契約書、請求書、領収書等の資料の開示を求めてきたところでございますが、一向に応じていただかず、向こうの出してきた決算書の数字が合っているのか合っていないのか間違っているのかという確認も一切できず、言い値で28、29は支払ってきたというような状況にあります。30年度については、通常の運営ではなく1月で外科がなくなってみたり、普通と違う状況がありますので、内容を精査したく書類を求めても出さない、出さないの一点張りですので、このような訴訟を起こした次第でございます。

○9番（工藤澄男君） 協定書には、平成33年までという契約しておりますよね。それをその前に契約を向こうが勝手に打ち切ったような形になっておりますけれども、そういうものの関係はこの訴訟には何か関係あるのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 今回の訴えの提起につきましては、あくまでも資料の開示を求めて、債務というか、指定管理料の額を確定するという手続の訴訟でございます。

○6番（高野俊和君） 今回指定書に基づく支払い請求が155万2,000円を超えるものに関しては存在しないと、これはもう決められていると思うのですけれども、今回31年度分として521万幾らかを請求をされてきたということですよ。たしか今回の恵尚会と古平町との指定管理の5年間の契約だったと思うのですけれども、30年度は3年目だったと思うのです。今回521万5,000円請求されているというのは、31年度分だけの請求でまずこれが来ているということなのではないでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） あくまでもこの指定管理料は30年度分の指定管理料のことを言っています。当初の年度契約、大体このくらいの赤字になりますよという総体の金額がありまして、一番最後の精算期に155万2,000円支払いますという当初契約しておりました。実際30年度運営をして出てきた指定管理料の赤字分というのが521万5,000円というふうに向こうから請求をされてきていま

す。ですので、あくまでも30年度分の支払いに係る金額で、31年度は契約もしていませんので、こと。指定管理を打ち切っていますので、経費は出てきておりません。

○6番（高野俊和君） これ指定管理を解除するときに残りの2年分の契約違反だというようなことも何か話ししていたようにも聞いていますけれども、今後残りの2年分の契約違反、相手側から言わせればですけども、そういう金額というのは出てくる可能性はあるのでしょうか。こちらとしても相手側に不履行していること、例えば18床の入院を持つとか、医師2人体制とかということも全然やっていませんので、そういう話し合うあれは多分あるのでしょうかけれども、残りの2年分というのは不履行として請求されるなんていうことはあり得るのでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 今後の、今こういう形で訴えの提起をいたしましたので、何らかの形で恵尚会から反訴、反訴というのですけれども、反対に、逆にこの訴えの内容に対して町側に対して訴えを提起してくるということは十分想定されることとございます。そういった中の一つとして今高野議員がおっしゃったものも出てくるのかなとは思いますが、いずれにしても今後の訴え、裁判になって反訴、そういうものが来ての動向となりますので、今の段階では不確定ですので、答弁することはできません。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今のやりとりで平成30年度で残り2年間の契約を打ち切って恵尚会と物別れすることになりましたけれども、問題はくすぶったまま別れたということがわかりました。それがこういう形で出てきてしまったと。今の総務課長と高野議員とのやりとりを聞いても、当初から予想されることではあるけれども、残り2年間の損害賠償のことも予想される、可能性としてあるというような発言をされました。貞村町長の恵尚会との関係というのは、当時指摘したようにけんか腰で物別れに至ったと。それが現在こういう形で出てきていると思います。金額を確定するために本訴訟ということを引きょう初めて出されましたけれども、それにしても何のためにこの議案を出すのかというのを一切事前に知らされることもなく、また恵尚会から平成31年度に入ってから一切向こうからの返答はないにしても、やりとりの経過は一切なしにこういう議案の出し方というのは、やはり議会として納得できない。今後当日議案配付ということをして口にするような、こういうワンマンな町政運営は絶対許すことはできません。今回のこの議案は、その最初の議案でないかというふうに私判断しています。反対します。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

○1番（木村輔宏君） 賛成、反対というよりその先に、今回のこの問題について中身を説明してください、どういう中身ですかということに対して一切ないわけです。それについてこっちが必要であればそれに対してお払いすることもできるわけですけども、さっぱりない。それから、裁判の中でもそういう中身に対しては相手は何も言ってこない。とすれば、先ほど真貝議員がお話ししたけれども、貞村町長が何かかして言うけれども、問題は、私が一番先に見たのですけれども、何

月いっぱいやめますというふうな形をとったのは逆に相手のほうであって、それについては何でもこっちがはい、はい、はいと言うことを聞くというのにも限界がありますし、やっぱりやるべきことはやらなくてははいけない。とすれば、先ほど高野議員のお話にあった、これはもうこれからのことをごさいますて、言うことについてはやっぱり総務課長も答えなくてははいけないことであろうとは思いますが、これについてだってどういうふうな形でもって弁護士さん方がお話をしていくのかも、これもわかりません。ただ、これについて言えることは、はっきりしたものが出てくるのであれば、これは我々も議会の立場としては払わなければならないものは払わなくてははいけない。3年契約であろうとも、不始末があるのであればやっぱり解除しなくてははいけない。このことは、我々議員の立場でも冷静に考えていかなくてははいけないことであって、やらなくてははいけないことはやっていただくということで賛成の立場で討論します。

○議長（堀 清君） ほかにごさいますせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 訴えの提起について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第3回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時30分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員